

コミュニティ・スクールQ&A

— 「地域とともにある学校」を目指して—

Version 2



八幡平市教育委員会編

— 「地域とともにある学校」の推進 —

平成30年4月、寄木小学校と安代小学校が、八幡平市の先進校としてコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)としての取組を始めてから2年、いよいよ令和2年4月より、八幡平市の全小中学校に学校運営協議会が設置され、14校全校がコミュニティ・スクールとしてスタートします。「地域とともにある学校」の実現を目指し、学校と地域がより一層連携・協働し取組を推進していく新しい時代を迎えることとなります。

八幡平市では、学校教育目標の一つに「郷土を愛し、大切に子ども」を掲げ、八幡平市「地域とともにある学校」づくり推進プランの実現に向けて取組を推進しています。各学校が、「まなびフェスト」に基づき目標達成型の学校経営に取り組む中で、「八幡平市の次代を担う人づくり」を目指しています。学校運営協議会制度が市内全校に導入されることは、「次代を担う人づくり」にも大きく寄与するものと確信しています。

これまでの先進校の活動からは、地域の方々からのサポートを受けた授業や行事の実施、地域への参画意識の向上を目的とした児童生徒の地域活動への参加等、地域及び学校の実情に応じた様々な取組の様子が報告されております。その中で、学校経営にかかわる保護者や地域住民の当事者意識や、児童生徒の「地域に感謝し地域を大切にしたい気持ち」が、着実に育ってきています。さらに来年度から、市内全小中学校がコミュニティ・スクールとして「地域の目指す子どもの姿」を保護者や地域住民と共有し、各校の方針や課題について「熟議」を重ねながら、様々な取組を推進していく事となります。

今回の「コミュニティ・スクール推進に関するQ&A Version2」は、昨年度作成したQ&A同様、各学校からの疑問に対し、様々な資料や岩手県生涯学習文化財課からの指導、さらには八幡平市の実情に基づき、できるだけわかりやすく回答を作成しました。各校における研修や、保護者並びに地域の方々への説明の際に役立てていただければ幸いです。

(令和2年1月)



目 次

【学校運営協議会委員・組織】

- Q 1 学校運営協議会委員の報酬や旅費は？ 1
- Q 2 学校運営協議会委員の任期は？ 1
- Q 3 学校運営協議会の適切な規模は？ 1
(人数、小中間の調整 等)

【CSディレクター（コミュニティ・スクールディレクター）】

- Q 4 CSディレクターの勤務時間や報酬は？ 2
- Q 5 CSディレクターの配置条件は？ 2
- Q 6 CSディレクターは2年目以降どうなるか？ 2

【コミュニティ・スクール推進に係る費用】

- Q 7 学校運営協議会、CS事業の推進に関する予算はないのか？ 3
- Q 8 教育パートナーや地域ボランティアをお願いした時の保険に係る費用は？ 3
- Q 9 CSに関する視察や研修に参加する場合の補助は？ 3

【その他（教育振興運動 等）】

- Q 10 教育振興運動と組織を統一することは可能か？ 4
- Q 11 教育振興運動とCSの委員を兼務した場合負担にならないか？ 4
- Q 12 教職員に対する理解啓発が必要ではないか？ 5
- Q 13 学校運営協議会やCS事業について発表する機会はあるか？ 5
- Q 14 CSにおける小中学校の連携をどのように進めるか？ 5

【参考資料】

- ・八幡平市学校運営協議会規則 8
- ・令和元年度岩手県教育研究発表会「コミュニティ・スクール」分科会発表資料 12

【 学校運営協議会・組織 】

Q 1 学校運営協議会委員の報酬や旅費は？

A 1 八幡平市学校運営協議会規則第 13 条において、学校運営協議会委員について定めていますが、具体的な金額は以下の通りです。

・学校運営協議会委員：年額 2,000 円

学校運営協議会設置 1 年目に配置が可能な C S ディレクターが、2 年目以降 C S コーディネーター（呼称は C S ディレクターでも可）として勤務する場合の報酬は、以下の通りです。

・ C S コーディネーター：年額 36,000 円

旅費については、原則支給していません。

Q 2 学校運営協議会委員の任期は？

A 2 学校運営協議会は、年度当初に学校運営の基本方針の承認、年間活動計画の決定等のための開催が考えられます。さらに、年度末には 1 年間の活動の総括と次年度に向けての話し合いが必要と思われることから、最低でも 1 年間は同じメンバーであることが必要です。また、学校運営の基本方針は、毎年見直し承認されることが必要であることから、任期は 1 年とし毎年更新する（再任可能）ことが適切かと思われま

Q 3 学校運営協議会の適切な規模は？（人数、小中学校間の調整 等）

A 3 学校運営協議会の中では、実質的で活発な議論を通じて学校運営に関する一定の方向性を決定することが求められることから、学校の応援団として、学校（校長）とともに行動していくことのできる委員を選ぶことが重要となります。具体的には、PTA 会長や自治会長、コミセンのセンター長や民生委員の方等が考えられます。人数については、学校や地域の実情に応じて定めてかまいませんが、学校や地域の課題を共有し、いかに子供を育てていくかということについて、様々な立場で議論を重ねていく（「熟議」）ことから、10～15 名程度の人数が適切かと思われま

す。また、地域の方に依頼する際に、学区の小中学校で人選が重なる場合があるかと思われま

す。依頼する前に小中学校間で調整をしたり、同じ所属先の別の方に依頼したりする等、できる限り特定の方の負担を増やすことのないよう配慮することが必要です。

（八幡平市学校運営協議会規則第 8 条参照）



【 CSディレクター（コミュニティ・スクールディレクター） 】

Q4 CSディレクターの勤務時間や報酬は？

A4 CSディレクターは、コミュニティ・スクール導入の時期に配置され、コミュニティ・スクールの立ち上げをサポートするのが大きな役割です。具体的には、学校運営協議会の会議運営（開催案内の作成、会議資料の印刷、会議録や広報の作成、アンケートの集計等）や、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会にかかわる業務を担います。CSディレクターの報酬については、国からの補助（コミュニティ・スクール推進体制構築事業）を受け、勤務した時間に応じて支給しています。勤務時間や報酬については、以下の予定です。

- ・勤務時間：3時間×20日（年間 60時間）
- ・報酬：1時間 1,480円



Q5 CSディレクターの配置条件は？

A5 一般的には、CSディレクターの配置は、学校や地域の実情に合わせて自治体が決定するものとされています。配置にあたっては、一つの学校に配置する場合もあれば、拠点校方式で複数校の業務を担うことも考えられます。また、教育委員会に拠点を置いて市内の学校の業務を担う場合もあります。

八幡平市では、これまでコミュニティ・スクールを導入する学校に、「配置を希望するかどうか」を確認した上で配置してきました。令和2年度は、新たに学校運営協議会を設置する8校中、6校に配置する予定です。

Q6 CSディレクターは2年目以降どうなるのか？

A6 市としてのCSディレクターの配置（市からの謝金支給有）についてはQ5で説明した通りですが、学校が必要とするのであれば、2年目以降も学校の判断で配置することに問題はありません。ただし、2年目以降は、「導入時期に配置される」CSディレクターには当たりませんので、国の補助対象外となります。よって報酬については、Q1で説明したCSコーディネーターの報酬（年額36,000円）となります。



【 コミュニティ・スクール推進に係る費用 】

Q 7 学校運営協議会、CS事業の推進に関する予算はないのか？

A 7 学校運営協議会の開催や、地域の方に教育活動への支援をお願いした際にお茶を出したり、コミュニティ・スクール関連の行事の際に消耗品を購入したりするために、予算配分が必要ではないかという意見をいただいています。現在は各学校において、PTAの予算等から工夫して対応していただいています。今後、市内の全小中学校においてコミュニティ・スクールが始まりますので、状況を把握しながら市のコミュニティ・スクール連絡協議会において、予算確保の方法について検討していく予定です。

Q 8 教育パートナーや地域ボランティアをお願いした時の保険に係る費用は？

A 8 コミュニティ・スクール関連の事業に、教育パートナーや地域ボランティアの協力は欠かせないものであり、児童生徒にとっても地域の方々と直接かかわりあう貴重な機会でもあります。地域を大切に育てる子どもの育成のためにも、ぜひ積極的に地域の方々と活動する機会を取り入れてほしいと考えます。

そこで、安心して協力をいただくために、様々な活動の際の事故やケガに備え、保険に加入することはとても大切なことと考えます。これまで、遠足や地域学習、スキー教室等の際に、保護者や地域の方にボランティアをお願いした際には保険に加入している学校が多いかと思えます。Q 7で説明した通り、現在はコミュニティ・スクールに係る予算の中にボランティアの保険に対応する項目はありませんので、PTAや学校の予算からの支出が考えられます。また、児童生徒のための教育活動への協力、支援であることから、教育振興運動の活動費からの支出も検討してみたいと考えています。



Q 9 CSに関する視察や研修に参加する場合の補助は？

A 9 コミュニティ・スクールの先進校や先進地域の取組を視察したり、関連した内容の研修会に参加したりすることは、コミュニティ・スクールの活動をより充実させるためにとても重要なことと考えます。学校運営協議会関係者の研修の在り方や、研修の補助についても市のコミュニティ・スクール連絡協議会において検討していきたいと考えています。



【 その他（教育振興運動 等） 】

Q10 教育振興運動と組織を統一することは可能か？

A10

【教育振興運動】

地域の教育課題の解決に向けて、5者（子供、家庭、学校、地域、教育行政）が力を合わせて組織的に取り組み、子供を育む「運動」です。あいさつ運動や郷土芸能の伝承活動など、地域（実践区）の実情に応じながら、自主的、継続的に取り組んでいます。

【コミュニティ・スクール】

学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域の方々が参画できる「仕組み」です。学校運営協議会の委員の一人一人が、学校運営の当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組を充実させることを目指します。

二つの取組には、保護者や地域住民と協力して進めることや、地域と連携した活動に取り組むことなど重複する部分が多いのですが、コミュニティ・スクールは学校が主体であることや、学校運営に深くかかわるという点で大きな違いがあります。地域や学校の実情から、組織を統一することでメリットがある場合には、統一してもかまわないと考えます。ただし、教育振興運動、学校運営協議会としてのそれぞれの役割や取組を確認しながら進めることが望ましいと思われます。また、ある学校では、学校運営協議会の一つの部会として、「教育振興運動部会」（他に「防犯・安全部会」「地域行事部会」等）を設けている例もあります。

Q11 教育振興運動とCSの委員を兼務した場合負担にならないか？

A11 学校運営協議会の委員としての役割は、年に2～3回開催される学校運営協議会への出席があげられます。教育振興運動の委員としての役割もあることから、できるだけ負担がかからないよう、配慮することが望ましいと考えます。例えば、同一日に会議を開催することで、会議のために時間を取っていただく回数を減らすことが考えられます。それぞれの会議にあまり時間をかけることができないと考えられますので、資料の事前配布や協議内容の精選等工夫が必要かと思われます。さらに、Q10で説明した通り、それぞれの取組の違いを関係者が認識することも重要と考えます。



Q12 教職員に対する理解啓発が必要ではないか？

A12 教職員に対して、設置する目的や仕組みなどの理解を図ることは重要となります。今なぜコミュニティ・スクールの取組を進める必要があるのか、学校運営協議会設置の目的は何なのか、学校運営協議会の機能は何か、など、様々な場面を活用し、研修を行ったり、取組に参加したりすることで、コミュニティ・スクールについて理解することが必要となってきます。また、保護者や地域の方から質問を受けた時に、教職員が説明できるようにしておくことが望ましいと考えます。ある先進取組校では、学校運営協議会の設置に向けて、教職員やコミュニティ・スクール推進の中心となる方々を対象に研修会を企画、実施しております。まずは教職員が、コミュニティ・スクールについて、正しく認識することが必要と考えます。

Q13 学校運営協議会やCS事業について発表する機会はあるか？

A13 来年度より全小中学校が取組を始めることや、取組の充実を目指すことを考えると、各校での取組について交流することはコミュニティ・スクール事業の推進に効果的であることが考えられます。一方で「発表するために」活動を増やしたり、特定の方に負担がかかったりすることは、よりよい事業推進にとってはマイナスとなる心配があります。今後、それぞれの地域や学校、児童生徒の実情に応じ、特徴的な取組が展開されるかと思われます。現在は、取組を発表する機会はありませんが、市内全校の取組の様子を踏まえ、今後市のコミュニティ・スクール連絡協議会において、発表機会について検討していきたいと考えています。

Q14 CSにおける小中学校の連携をどのように進めるか？

A14 学校運営協議会是一个の学校に一個設置されることとなりますが、それぞれの学校運営協議会を置く小学校と中学校が、小中一貫・小中連携等の組織や、中学校区を一個のまとまりとした組織を形成し、取組を行っているケースもあります。この場合、中学校区内の各学校運営協議会が合同で会議を開催し、地域全体の教育について協議するなど弾力的に取組が行われています。委員の人選や会議の設定等、早くから打合せが必要な項目もありますが、活動の内容や効果的な連携の在り方については、実際に取組を進めながら深めていくものと考えています。

以下に、小中連携の進め方の例を示します。

- ・例1 各校の学校運営協議会を設置するとともに、加えて中学校区全体を統括するコミュニティ・スクール委員会を設置する。
- ・例2 各校の学校運営協議会の代表が集うブロック協議会を設置する。
- ・例3 合同会議は必要に応じて開催する程度であるが、一部の委員が兼務する。



参 考 資 料

- 八幡平市学校運営協議会規則
- 令和元年度岩手県教育研究発表会
「コミュニティ・スクール」分科会発表資料

八幡平市学校運営協議会規則をここに公布する。

平成30年3月29日

八幡平市教育委員会教育長

八幡平市教育委員会規則第3号

八幡平市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に規定のに基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、八幡平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画や、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設の管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (5) その他校長が必要と認める事項に関すること。

(意見の申出)

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める目的の趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して次に掲げる事項に限り、教育委員会を経由し、岩手県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(1) 協議会の趣旨を踏まえ、学校運営の基本方針の実現に資する意見であること。

(2) 個人を特定した意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた建設的な意見であること。

3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱等)

第8条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱又は任命するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。
- (任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (委員の解任)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
 - (2) 第9条の規定に違反したとき。
 - (3) その他解任に相当する事由が認められたとき。
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。
- (報酬及び費用弁償)

第13条 委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、八幡平市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年八幡平市条例第42号）を適用する。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(会議)

第15条 協議会の会議は、会長が開催日前に議案を示して招集し、その議長となる。ただし、緊急を要する場合は、開催日前に議案を示さずに招集することができる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(会議の公開)

第16条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必

要な情報提供に努めなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第10条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

令和元年度（第 63 回）
岩手県教育研究発表会発表資料

コミュニティ・スクール分科会

「地域とともにある学校」の実現に向けたコミュニティ・スクールの導入

－ コミュニティ・スクール推進協議会の設置及び運営を通して －

令和 2 年 2 月 1 4 日
八 幡 平 市 教 育 委 員 会

「地域とともにある学校」の実現に向けたコミュニティ・スクールの導入

一 コミュニティ・スクール推進協議会の設置及び運営を通して 一

1 はじめに

(1)八幡平市の紹介(位置・自然・産業等)

本市は、盛岡市の北西約 27 km に位置し、西は秋田県と、北は青森県と接している人口 2 万 6 千人の市である。平成 17 年 9 月 1 日に、旧西根町、松尾村、安代町の 3 町村が合併して誕生した市であり、今年で市制 14 年目を迎えている。

八幡平国立公園を抱え、岩手山と八幡平、安比高原等の山並みが連なり、大自然のおおらかな魅力にあふれている。180 万人ほどの観光客、登山客が 1 年を通じて訪れ、温泉や秋の紅葉、スキー、地元の食材などを楽しんでいかれる。観光産業のほかにも農林業、酪農等を主な生業としており、りんどうやハウレンソウなどの生産が盛んに行われている。

(2)コミュニティ・スクールの取組について

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教育改革、地方創生等の動向から、学校と地域の連携、協働の重要性が指摘されている。新指導要領の改訂では「開かれた学校」から一歩踏み込み、地域でどのような子供を育てるか、何を目指し実現していくのかといった目標やビジョンを共有するために、「社会に開かれた教育課程」の実現が必要とされている。

八幡平市では、これまでも教育振興運動を土台とし、「いわて型コミュニティ・スクール」の趣旨に沿う形で地域との連携が盛んに行われてきた。ところが、取組は盛んではあるものの、学校が抱える地域との連携組織が複数あることで担当者に過重な負担がかかったり、地域と学校経営方針や連携・協働の意識を共有することが不十分であったりというような課題が見られた。そこで、各学校に「学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクールの取組を導入することで、これまでの地域との協働活動が一層充実し、「地域とともにある学校」の実現につながると考え、取組を推進することとした。これまで、平成 30 年度に寄木小学校と安代小学校の 2 校、今年度より平館小学校、寺田小学校、西根中学校、西根第一中学校の 4 校、計 6 校が学校運営協議会を設置しコミュニティ・スクールの取組を開始している。そしていよいよ来年度 4 月から市内の全小中学校 14 校がコミュニティ・スクールの取組を開始し、八幡平市全体でコミュニティ・スクールの推進することになる予定である。

2 コミュニティ・スクールの導入及び推進に向けての取組

(1)コミュニティ・スクール推進協議会の設置

【設置の目的】

文部科学省「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」ならびに岩手県教育委員会生涯学習文化財課「地域学校連携・協働研究指定事業」の推進にあたり、これまでの取組の成果と課題を確認するとともに、本年度の取組について意見交換を図り、学校運営協議会制度の導入・充実に資する。

【主な取組】

・コミュニティ・スクール推進協議会の開催

コミュニティ・スクール推進協議会を開催し、コミュニティ・スクールについての理解促進を図るとともに、国や県の動向や市内のコミュニティ・スクールの状況について協議会委員の間で共通理解を図った。また、先進校や取組を開始した学校の状況について、実際の取組についての情報提供を行った。

・コミュニティ・スクール研修会の開催

学校運営協議会制度の仕組みや、コミュニティ・スクールを導入することの「よさ」についての理解や啓発を図ることを目的として、CSマイスターによる研修会を開催した。対象はコミュニティ・スクールの導入に向けて準備している学校の学校運営協議会関係者及び地域住民で、講師の先生には研修会後の学校運営協議会に係る個別の相談にも対応いただき、アドバイスをいただいた。

(2)コミュニティ・スクールに関する理解啓発

【学校】

各学校から出された質問をもとに「コミュニティ・スクールQ&A（八幡平市教育委員会編）」を作成し、コミュニティ・スクールの取組にかかわる様々な疑問に回答することで、事業の推進及び充実を働きかけた。

【保護者】

保護者向けリーフレット「コミュニティ・スクールまるわかりガイド」を作成し、コミュニティ・スクールの内容と、コミュニティ・スクールを導入する「よさ」を伝え、事業推進への協力を図った。

【地域住民】

市の広報「広報 はちまんたい」で、「地域とともにある学校を目指して ー八幡平市のコミュニティ・スクーラー」という特集を組み、コミュニティ・スクールの内容や、導入するメリット、先進校の取組の紹介や導入の予定等を広く市民に伝えた。

ーこれまでの八幡平市教育委員会としての取組ー

- ①コミュニティ・スクール導入事業連絡協議会の立ち上げ（平成29年9月1日）
- ②八幡平市学校運営協議会規則を定め交付（平成30年3月29日）
- ③コミュニティ・スクール推進協議会の設置と協議
（平成30年4月26日、平成31年2月22日、平成31年4月23日）
- ④市内校長会議でのコミュニティ・スクールの進捗状況の確認と情報提供（毎月）
- ⑤CSマイスターを招いての研修会の開催
（平成30年6月22日、平成30年11月15日、令和元年12月3日）
- ⑥各種研究発表大会等での発表、情報提供（教育センター、教育振興大会 等）
- ⑦「コミュニティ・スクールQ&A」の作成、配布（平成31年1月、令和2年1月）
- ⑧「コミュニティ・スクールまるわかりガイド」（保護者向けリーフレット）の作成、配布
（平成31年4月）
- ⑨「広報 はちまんたい」（市の広報）による啓発（令和元年11月）

3 各実践校の取組(各校より発表)

○八幡平市立平館小学校

- ・児童数：102名 学級数：7(通常6、特別支援1) 教職員数：14名
- ・今年度の学校運営協議会開催回数： 5 回 CSディレクター配置
- ・地域の資源(人材、自然、環境、歴史等)を洗い出しCSの充実を目指す。

○八幡平市立寺田小学校

- ・児童数：53名 学級数：8(通常6、特別支援2) 教職員数：12名
- ・今年度の学校運営協議会開催回数： 3 回 CSディレクター配置
- ・特色ある教育活動の推進をサポートする学校運営協議会を目指す。

○八幡平市立西根第一中学校

- ・生徒数：88名 学級数：5(通常3、特別支援2) 教職員数：16名
- ・今年度の学校運営協議会開催回数： 4 回 CSディレクター未配置
- ・周年行事を含む学校行事に向けた学校運営協議会の効果的活用を目指す。

4 これまでの取組から見てきたこと

- (1) 学校運営協議会は、地域の声を学校経営に反映できる有効な「仕組み」である。そして、その中心は「熟議」である。
- (2) コミュニティ・スクールの導入は、地域との連携の在り方や組織の在り方を見直す好機である。新しい取組を始めるよりも、むしろ取組の精選を図る観点を大切にしたい。
- (3) 「教職員の任用に関する意見の申出」については、学校運営協議会規則において「個人を特定した意見でなく…」と定めておくことで問題の発生を防ぐことができると考える。
- (4) 学校運営協議会の生かし方や児童生徒のかかわり方は、小学校、中学校で違いがある。地域の方々の指導や支援を受けることが多い小学校に対して、中学校では生徒が地域のために何ができるかという視点で取組を検討している。
- (5) 見出すべきは「特殊解」である。どの学校にも通じる方法を探すのではなく、各学校がその学校や地域の実情に応じて、その学校にふさわしい仕組みを構築することが大切である。

5 コミュニティ・スクール推進に向けての今後の取組

- (1) コミュニティ・スクールの取組の主体が学校であることから、それぞれの学校の教職員がコミュニティ・スクールの内容や目的、良さ等を理解することが重要である。その上で地域の実情を把握し、保護者や地域住民と協働して児童生徒の健全育成を目指すことができるよう、取組を進める必要がある。
- (2) 全小中学校が学校運営協議会制度を取り入れ、コミュニティ・スクールの取組を開始し活動が軌道に乗ることで、地域の実情に応じた様々な特色ある取組が展開されることが予想される。八幡平市全体で成果や課題を共有し、より充実した取組が展開されるような仕組みを模索していきたい。
- (3) 学校運営協議会の全校設置が完了することで、文部科学省の「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」の補助対象から外れることが予想される。市に働きかけ、八幡平市においてコミュニティ・スクール事業を推進し、継続させていくための予算措置をしていく必要がある。

6 終わりに

いよいよ令和2年4月より、八幡平市の全小中学校に学校運営協議会が設置され、14校全校がコミュニティ・スクールになる。「地域とともにある学校」の実現を目指し、子供たちの未来に向けて学校と地域が連携・協働し取組を推進していくために、各校において「熟議」を深めていく事になる。コミュニティ・スクールの導入、推進を通して、学校と地域の関わり方を見直し、学校の応援団である学校運営協議会の組織を生かした取組の充実を図ることを目指す。八幡平市内それぞれの地域の実情を生かしながら、「地域とともにある学校」の実現、さらにはその充実を目指していきたい。



八幡平市教育委員会
令和2年1月